

地方自治法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表

目次

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）	1
○ 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）（第二条関係）	109
○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（第三条関係）	110
○ 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）（第四条関係）	112
○ 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（第五条関係）	113
○ 相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）（第六条関係）	114
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第七条関係）	115
○ 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）（第八条関係）	117
○ 納税貯蓄組合法施行令（昭和二十六年政令第九十九号）（第九条関係）	122
○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（第十条関係）	123
○ 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）（第十一条関係）	124
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）（第十二条関係）	126
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第十三条関係）	131
○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（第十四条関係）	132
○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）（第十五条関係）	133
○ 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）（第十六条関係）	134
○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第十七条関係）	136
○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第十八条関係）	137
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（第十九条関係）	145
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第二十条関係）	146

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 普通地方公共団体相互間の協力</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 職員<small>の派遣</small></p> <p>第八章～第十一章（略）</p> <p>第三編 特別地方公共団体</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 財産区</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p>	<p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 普通地方公共団体相互間の協力</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 職員<small>の派遣</small></p> <p>第三節 雑則</p> <p>第八章～第十一章（略）</p> <p>第三編 特別地方公共団体</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 財産区</p> <p>第五章 地方開発事業団</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p>

第一章 総則

第五条 (略)

- ② 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもつてこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。
- ③ 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。
- ④ 前項の普通地方公共団体の長は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

第二章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第九十一条 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

- ② 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は

第一章 総則

第五条 (略)

- ② 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。
- ③ 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。
- ④ 第二項の規定による決算は、その認定に関する議会の議決とともに、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、且つ、その要領を住民に公表しなければならない。

第二章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第九十一条 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下条例制定又は改廃請求代表者という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書を以て条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

- ② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市

、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

③ 第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、他の条例制定又は改廃請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出て、当該証明書に条例制定又は改廃請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会は、第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

⑤ 第一項の証明書を交付した普通地方公共団体の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ

町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに前項の証明書を交付し、且つ、その旨を告示しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して地方自治法第七十四条第五項の規定により選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ

。をし印を押すことを求めなければならない。

② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名し印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

③ 条例制定又は改廃請求代表者は、前項の規定により署名し印を押すことを求めるための委任をしたときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもつて当該普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

④ 第一項及び第二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることとなつた区域においては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内とする。

⑤ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

一〜四 (略)

五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規

。をし印を押すことを求めなければならない。

② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印をおすことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名し印をおすことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

③ 条例制定又は改廃請求代表者は、前項の規定により署名し印をおすことを求めるための委任をしたときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもつて当該普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

④ 第一項及び第二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第六項の規定により署名を求めることとなつた区域においては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内とする。

⑤ 地方自治法第七十四条第六項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

一〜四 (略)

五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第五項の規

定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日

六 (略)

七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日)

八 (略)

⑥ (略)

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条 第一項及び 第二項	当該普通地方公共団体の 長	監査委員
第九十一条 第三項から 第五項まで	地方自治法第七十四条第 六項各号	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条第六項各号
第九十二条 第一項	普通地方公共団体の長 地方自治法第七十四条第 五項	監査委員 地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条第五項

定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日

六 (略)

七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第五項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第八条第二項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日)

八 (略)

⑥ (略)

第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求にこれを準用する。ただし、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、同条第三項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第一項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第七十五条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第七十五条第五項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは

第九十二条 第三項	当該普通地方公共団体の 長	監査委員
第九十二条 第四項及び 第五項	地方自治法第七十四条第 七項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条第七項
第九十四条 第一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条第五項
第九十五条 の二	地方自治法第七十四条の 二第一項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条の二第一項
第九十五条 の三	地方自治法第七十四条の 二第五項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条の二第五項
第九十五条 の四	地方自治法第七十四条の 二第六項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条の二第六項
第九十六条 第一項	地方自治法第七十四条第 一項	地方自治法第七十五条第 一項
	同法第七十四条の二第六 項	同法第五項において準用 する同法第七十四条の二 第六項
	同法第七十四条第五項	同法第七十五条第五項に おいて準用する同法第七 十四条第五項

「地方自治法第七十五条第五項」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第七十五条第五項」、「普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、「第九十八条中「普通地方公共団体の長」とあるのは「監査委員」、「第七十四条第三項の規定による議会の審議」とあるのは「第七十五条第三項の規定による事務の監査」と読み替えるものとする。

第九十六条 第二項	地方自治法第七十四条の 第二項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条の第二項
第九十七条 第一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条第五項
第九十八条 第一項	普通地方公共団体の長 普通地方公共団体の長	監査委員 監査委員
第九十八条 第二項	普通地方公共団体の長 第七十四条第三項の規定 による議会の審議	監査委員 第七十五条第三項の規定 による事務の監査
第九十八条 の三第一項	地方自治法第七十四条の 二及び第七十四条の三	地方自治法第七十五条第 五項において準用する同 法第七十四条の二及び第 七十四条の三
	同法第七十四条の第二十 項	同法第七十五条第五項に おいて準用する同法第七 十四条の第二十項

第二節 解散及び解職の請求

第百条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場

第二節 解散及び解職の請求

第百条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第七十六条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求にこれを準用する。ただし

第九十二条 第三項	普通地方公共団体の長	法第七十四条第五項
第九十二条 第四項及び 第五項	地方自治法第七十四条第 七項	普通地方公共団体の選挙 管理委員会（当該請求が 都道府県又は指定都市に 関する場合に限る。） 地方自治法第七十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第七項
第九十四条 第一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第七十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第五項
第九十五条 の二	五十分の一 地方自治法第七十四条の 二第一項	三分の一（その総数が四 十万を超える場合にみつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数） 地方自治法第七十六条第 四項において準用する同 法第七十四条の二第一項
第九十五条 の三	地方自治法第七十四条の 二第五項	地方自治法第七十六条第 四項において準用する同 法第七十四条の二第五項
第九十五条	地方自治法第七十四条の	地方自治法第七十六条第 四項において準用する同 法第七十四条の二第五項

とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものと
する。

第九十八条 第一項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会	ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数)
第九十八条 の三第一項	地方自治法第七十四条の 二及び第七十四条の三	地方自治法第七十六条第 四項において準用する同 法第七十四条の二及び第 七十四条の三	
第九十八条 の三第一項	同法第七十四条の第二十 項	同法第七十六条第四項に おいて準用する同法第七 十四条の二十項	

第百六条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四十條の三、第五章（第五十條第七項、第五十三條第一項（第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、

第百六条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四十條の三、第五章（第五十條第七項、第五十三條第一項（第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五條第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、

（）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第二項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十

（）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二條第

二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第百八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議員又はその解散請求代表者を除く。）
第三十八条	(略)	(略)
第三項	(略)	(略)
第五十二条	(略)	(略)
第六十一条	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている普通地方
第二項		

一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第百八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第三十八条	(略)	(略)
第三項	(略)	(略)
第五十二条	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

							公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第七十一条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第七十五条 第三項	有する者	有する者(当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。)	有する者(当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。)	有する者(当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。)	有する者(当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。)	有する者(当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。)	有する者(当該解散の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

② (略)

第九十九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十二条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第七十一条	(略)						
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第八十六条 の八第一項	公職の候補者						
第八十八条	当該選挙の公職の候補者						
第八十九条 第一項	公職の候補者						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

② (略)

第九十九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十二条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで

で、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十八条の二第二項（第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号から第五号まで及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六条まで、第一百八条、第十一章、第一百二十六条、第一百二十九条、第一百三十条第一項第一号から第三号まで、第一百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四百四十一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第五十一条の二まで、第五百一十一条の五、第五百五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十六条の七、第六十六条の二、第六十七條から第七十二条の二まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十八條の二、第七十八條の三、第七十九條第一項及び第三項、第七十九條の二から第九十七條まで、第九十七條の二第二項から第五項まで、第九十九條の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百四條、第二百五條第二項から第五項まで、第二百八條、第二百九條第二項、第二百九條の二から第

で、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十八条の二第二項（第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号から第五号まで及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条の七まで、第八十六条の八第一項（第十一条の二に関する部分に限る。）及び第二項、第八十七条、第八十七条の二、第八十九条第一項ただし書（同項第二号に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、第九十条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六条まで、第一百八条、第一百二十六条、第一百二十九条、第一百三十条第一項第一号から第三号まで、第三百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四百四十一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第五十一条の二まで、第五百一十一条の五、第五百五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十六条の七、第六十六条の二、第六十七條から第七十二条の二まで、第七十五條から第七十七條まで、第七十八條の二、第七十八條の三、第七十九條第一項及び第三項、第七十九

二百十一条まで、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六條、第二百十七條、第二百十九條第一項（行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第百三十九号）第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十條第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十五條の二第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第二項、第二百三十九條の二第二項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十九條の二第三項及び第六項、第二百四十九條の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条第四号（第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四條第一項から第三項まで、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（第四十九條第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二條までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票には、準用しない。

条の二から第九十七條まで、第九十七條の二第二項から第五項まで、第九十九條の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百四條、第二百五條第二項から第五項まで、第二百八條、第二百九條第二項、第二百九條の二から第二百十一条まで、第二百十三條（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六條、第二百十七條、第二百十九條第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十條第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十五條の二第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第二項、第二百三十九條の二第二項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十九條の二第三項及び第六項、第二百四十九條の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三條第四号（第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四條第一項から第三項まで、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（第四十九條第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七

第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条 第一項及び 第二項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会
第九十一条 第三項	地方自治法第七十四条第 六項各号	地方自治法第八十条第四 項において準用する同法 第七十四条第六項各号
第九十一条 第四項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会
第九十一条 第四項	地方自治法第七十四条第 六項各号	地方自治法第八十条第四 項において準用する同法 第七十四条第六項各号
	知つたとき	知つたとき（当該請求が 都道府県又は指定都市に 関する場合に限る。）
	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会

十条の二（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票には、準用しない。

第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求にこれを準用する。ただし、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会」、第九十二条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、同条第三項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に限る。）」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、第九十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第一項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第八十条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第八十条第四項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超え

第九十一条 第五項	普通地方公共団体の長 地方自治法第七十四条第 六項各号	普通地方公共団体の選挙 管理委員会 地方自治法第八十条第四 項において準用する同法 第七十四条第六項各号
第九十二条 第一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第八十条第四 項において準用する同法 第七十四条第五項
第九十二条 第三項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会（当該請求が 都道府県又は指定都市に 関する場合に限る。）
第九十二条 第四項及び 第五項	地方自治法第七十四条第 七項	地方自治法第八十条第四 項において準用する同法 第七十四条第七項
第九十四条 第一項	地方自治法第七十四条第 五項 五十分の一	地方自治法第八十条第四 項において準用する同法 第七十四条第五項 三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数）

る場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の第二十項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同項及び第九十八条第一項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第九十五条の二	地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項
第九十五条の三	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第五項
第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項
第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項 同法第七十四条の二第六項	地方自治法第八十条第一項 同法第四項において準用する同法第七十四条の二第六項
第九十六条	同法第七十四条第五項 五十分の一	同法第八十条第四項において準用する同法第七十四条第五項 三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第九十六条	地方自治法第七十四条の	地方自治法第八十条第四

第二項	第二十項	項において準用する同法第七十四条の第二十項
第九十七条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条第五項
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第九十八条第一項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
第九十八条の三第一項	地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三	地方自治法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三
	同法第七十四条の第二十項	同法第八十条第四項において準用する同法第七十四条の第二十項

第百十四条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第

第百十四条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第

二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分

二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く

を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三、第四百四十四条並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第百十五条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解職請求代表者を
第二項		

。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三、第四百四十四条並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第百十五条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
------	------	------

第四十六條 第一項	(略)	(略)	(略)
第五十二條	(略)	(略)	(略)
第六十一條 第二項	有する者	有する者(当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。)	(略)
第七十一條	(略)	(略)	(略)
第七十五條 第三項	有する者	有する者(当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)

第四十六條 第一項	(略)	(略)	(略)
第五十二條	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第七十一條	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
第八十六條 の八第一項	公職の候補者	普通地方公共団体の議会の議員の解職請求代表者	(略)
第八十八條	当該選挙の公職の候補者	普通地方公共団体の議会の議員の解職請求代表者	(略)
第八十九條 第一項	公職の候補者	普通地方公共団体の議会の議員の解職請求代表者	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

② (略)

第一百六条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八
 八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十一条第一項の
 規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。この
 場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は
 、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会
第九十一条	地方自治法第七十四条第 六項各号	地方自治法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条第六項各号
第九十一条	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会
第九十一条	地方自治法第七十四条第 六項各号	地方自治法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条第六項各号
第九十一条	知つたとき	知つたとき（当該請求が 都道府県又は指定都市に 関する場合に限る。）
第九十一条	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会
第九十一条	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙 管理委員会

② (略)

第一百六条 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八
 八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十一条第一項の
 規定による普通地方公共団体の長の解職の請求にこれを準用する。ただ
 し、第九十一条中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通
 地方公共団体の選挙管理委員会」、第九十二条第一項中「地方自治法第
 七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、同条第
 三項中「当該普通地方公共団体の長」とあるのは「当該普通地方公共団
 体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に関する場合に
 限る。）」、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」
 とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十四条第一項中「地
 方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項
 一」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える
 場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三
 分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、第九十五条の二、第九
 十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第一項」
 、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の
 二第六項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十六条第
 一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第八十
 一条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第八十
 一条第二項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八
 十一条第二項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四
 十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数
 と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同条第二

	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条 第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項
第九十二条 第三項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会（当該請求が都道府県又は指定都市に關する場合に限る。）
第九十二条 第四項及び 第五項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第七項
第九十四条 第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項
第九十五条 の二	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第九十五条 の二	地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第八十一条第二項において準用する同

項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十一条第二項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同項及び第九十八条第一項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「普通地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第九十五条 の三	地方自治法第七十四条の 二第五項	法第七十四条の二第一項 地方自治法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条の二第五項
第九十五条 の四	地方自治法第七十四条の 二第六項	地方自治法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条の二第六項
第九十六条 第一項	地方自治法第七十四条第 一項 同法第七十四条の二第六 項	地方自治法第八十一条第 一項 同条第二項において準用 する同法第七十四条の二 第六項
第九十六条 第二項	同法第七十四条第五項 五十分の一	同法第八十一条第二項に おいて準用する同法第七 十四条第五項 三分の一（その総数が四 十万を超える場合にみつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数）
第九十六条 第二項	地方自治法第七十四条の 二第十項	地方自治法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条の二第十項

第九十七条 第一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条第五項
第九十八条 第一項	普通地方公共団体の長 普通地方公共団体の長 五十分の一	三分の一（その総数が四 十万を超える場合にあつ ては、その超える数に六 分の一を乗じて得た数と 四十万に三分の一を乗じ て得た数とを合算して得 た数） 普通地方公共団体の選挙 管理委員会
第九十八条 の三第一項	地方自治法第七十四条の 二及び第七十四条の三 同法第七十四条の二第十 項	地方自治法第八十一条第 二項において準用する同 法第七十四条の二及び第 七十四条の三 同法第八十一条第二項に おいて準用する同法第七 十四条の二第十項

第百十七条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第
二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二
まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十

第百十七条 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第
二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條の二
まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十

九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一

九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第

項、第八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

第百十八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条 第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の長又はその解職請求代表者を除く。）
第四十六条 第一項	(略)	(略)

八十七条第一項、第十章、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百四十二条の三並びに第四百四十六条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

第百十八条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第四十六条 第一項	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
第五十二条	(略)	(略)
第六十一条 第二項	有する者	有する者(当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の長又はその解職請求代表者を除く。)
(略)	(略)	(略)
第七十一条	(略)	(略)
第七十五条 第三項	有する者	有する者(当該解職の請求を受けている普通地方公共団体の長又はその解職請求代表者を除く。)
(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)

第二百二十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄

(略)	(略)	(略)
第五十二条	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
第七十一条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
第八十六条 の八第一項	公職の候補者	普通地方公共団体の長の 解職請求代表者
第八十八条	当該選挙の公職の候補者	普通地方公共団体の長の 解職請求代表者
第八十九条 第一項	公職の候補者	普通地方公共団体の長の 解職請求代表者
(略)	(略)	(略)

第二百二十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求にこれを準用する。ただし、第九十二条第一項中「地

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条 第三項から 第五項まで	地方自治法第七十四条第 六項各号	地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第六項各号
第九十二条 第一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第五項
第九十二条 第四項及び 第五項	地方自治法第七十四条第 七項	地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第七項
第九十四条 第一項	地方自治法第七十四条第 五項	地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条第五項
第九十五条 の二	地方自治法第七十四条の 二第二項	地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条の二第二項
第九十五条	地方自治法第七十四条の 二第二項	地方自治法第八十六条第 四項において準用する同 法第七十四条の二第二項

地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項
一、同条第四項及び第五項中「地方自治法第七十四条第六項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、第九十四条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、第九十五条の二、第九十五条の三又は第九十五条の四中「地方自治法第七十四条の二第二項」、「地方自治法第七十四条の二第五項」又は「地方自治法第七十四条の二第六項一」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、第九十六条第一項中「地方自治法第七十四条第一項」とあるのは「地方自治法第八十六条第一項」、「同法第七十四条の二第六項」とあるのは「同法第八十六条第四項」、「同法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」、同条第二項中「地方自治法第七十四条の二第十項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、第九十七条第一項中「地方自治法第七十四条第五項」とあるのは「地方自治法第八十六条第四項」、「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と読み替えるものとする。

の三	二第五項	四項において準用する同法第七十四条の二第五項
第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項
第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第八十六条第一項
同法第七十四条の二第六項	同法第七十四条の二第六項	同法第四項において準用する同法第七十四条の二第六項
同法第七十四条第五項	同法第七十四条第五項	同法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
五十分の一	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第九十六条第二項	地方自治法第七十四条の二第十項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項
第九十七条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同

	<p>法第七十四条第五項</p>	<p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>
<p>第九十八条第二項</p>	<p>地方自治法第七十四条第三項</p>	<p>地方自治法第八十六条第三項</p>
<p>第九十八条の三第一項</p>	<p>地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三</p>	<p>地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三</p>
	<p>同法第七十四条の二第十項</p>	<p>同法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項</p>

第五章 財務

第一節 会計年度所属区分

（歳出の会計年度所属区分）
 第四百四十三条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

一・二（略）

第五章 財務

第一節 会計年度所属区分

（歳出の会計年度所属区分）
 第四百四十三条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

一・二（略）

三 地方公務員共済組合負担金及び社会保険料（労働保険料を除く。）並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度。ただし、賃借料、光熱水費、電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度

四・五（略）

2（略）

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

互間の関係

第二節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 機関等の共同設置

（議会事務局等の共同設置に関する準用）

第七百七十四条の二十四 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の八第四号中「機関を組織する委員その他の構成員」とあるのは「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員」とあるのは「議会事務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、「長」とあるのは「議

三 地方公務員共済組合負担金及び社会保険料並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度。ただし、賃借料、光熱水費、電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度

四・五（略）

2（略）

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

互間の関係

第二節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 機関等の共同設置

（職員等の共同設置に関する準用）

第七百七十四条の二十四 地方自治法第二百五十二条の九第二項及び同法第二百五十二条の十の規定は、普通地方公共団体の長、委員会又は委員の事務を補助する職員で、当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの共同設置に限り、これを準用する。

会の議長、長」と読み替えるものとする。

- 2 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について、同法第二百五十二条の九第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十の規定は普通地方公共団体の長、委員会又は委員の事務を補助する職員で当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきもの（次項において「議会同意選任職員」という。）の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「長」とあるのは、「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

- 3 第七十四条の二十から前条までの規定は、普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものの解職について準用する。

(削除)

(削除)

第十一章 補則

- 2 前項に規定する場合を除くほか、地方自治法第二百五十二条の九第一項並びに第二百五十二条の十一第一項及び第三項の規定は、同法第二百五十二条の七の規定による普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置については、これを準用しない。

- 3 第七十四条の二十から前条までの規定は、普通地方公共団体が共同設置する第一項に規定する職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものの解職について、これを準用する。

第三節 雑則

(条例の制定改廃の報告)

- 第七十四条の二十五の二 地方自治法第二百五十二条の十七の十一の規定による報告は、都道府県にあつては二十日以内、市町村にあつては三十日以内にそれぞれ当該普通地方公共団体の長がこれをしなければならぬ。

第十一章 補則

第九十条 (略)

② (略)

(削除)

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第二節 広域連合

(広域連合の条例の制定又は改廃の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第九十二条 地方自治法第九十一条の六第一項の規定により、広域連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条第五項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第九十条 (略)

② (略)

③ 都道府県の議会の解散の投票、議会の議員及び長の解職の投票並びに当該都道府県に関する地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、同法又はこの政令中特別の定があるものを除く外、町村に関する規定は、全部事務組合又は役場事務組合にこれを適用する。この場合においては、公職選挙法第二百六十七条第二項及び公職選挙法施行令第四百四十条第二項の規定を準用する。

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第二節 広域連合

(広域連合の条例の制定又は改廃の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第九十二条 地方自治法第九十一条の六第一項の規定により、広域連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章(第八十五条を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条第五項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合には、同法第七十四条の二第八項、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定は、広域連合の条例の制定又は改廃の請求については、準用しない。

第二百二十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第七十四条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章（第八十五条を除く。）の規定を準用する場合には、同法第七十四条の二第八項、第七十五条から第八十四条まで及び第八十六条から第八十八条までの規定は、広域連合の条例の制定又は改廃の請求については、準用しない。

第二百二十二条の二 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の二、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項の規定により選挙権を有する者（以下選挙権を有する者という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）

第九十八 条第二項	地方自治法第七十四条第三 項	地方自治法第二百九十一条 の六第一項において準用す る同法第七十四条第三項
第九十八 条の第二 項及び 第二項	地方自治法第七十四条第四 項	地方自治法第二百九十一条 の六第一項において準用す る同法第七十四条第四項

(広域連合の事務監査の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十二条の三 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、
広域連合の事務の監査の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後
段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く
。)の規定を準用する場合には、同法第七十五条第五項前段にお
いて準用する同法第七十四条第五項中「普通地方公共団体の選挙管理委
員会」とあり、並びに同法第七十五条第五項前段において準用する同法
第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあ
るのは、「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の事務
の監査の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第
四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準
用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七
十五条第五項前段(同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る
。)、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで
及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項か

第九十八 条第二項	地方自治法第七十四条第三 項	地方自治法第二百九十一条 の六第一項
第九十八 条の第二 項及び 第二項	地方自治法第七十四条第四 項	地方自治法第二百九十一条 の六第一項

(広域連合の事務監査の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十二条の三 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、
広域連合の事務の監査の請求に同法第二編第五章(第八十五条を除く。
。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条第五項中「普通地
方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第七十四条の二第七
項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「広域連合
の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の事務
の監査の請求に同法第二編第五章(第八十五条を除く。)の規定を準用
する場合には、同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四
条の二第八項、第七十五条第五項、第七十六条から第八十四条まで及び
第八十六条から第八十八条までの規定は、広域連合の事務の監査の請求
については、準用しない。

第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定は、広域連合の事務の監査の請求については、準用しない。

第二百二十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の監査を行う機関
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第五項前段において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条第一項	普通地方公共団体の長 地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	広域連合の監査を行う機関 地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第七十五条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）

第二百二十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条	普通地方公共団体の長	広域連合の監査を行う機関
(新設)	(新設)	(新設)
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項の規定により選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）

					第九十五 条の三	第九十五 条の四	第九十六 条第一項
					地方自治法第七十四条の二 第五項	地方自治法第七十四条の二 第六項	地方自治法第七十四条第一 項
					七十四條の二第二項	地方自治法第二百九十一條 の六第一項において準用す る同法第七十五條第五項前 段において準用する同法第 七十四條の二第五項	地方自治法第二百九十一條 の六第一項において準用す る同法第七十五條第一項
					地方自治法第二百九十一條 の六第一項において準用す る同法第七十五條第五項前 段において準用する同法第 七十四條の二第六項	地方自治法第二百九十一條 の六第一項において準用す る同法第七十五條第五項前 段において準用する同法第 七十四條の二第六項	地方自治法第二百九十一條の六第 一項において準用する同法 第七十五條第五項前段にお いて準用する同法第七十四 條の二第六項
					地方自治法第二百九十一條の六第 一項において準用する同法	地方自治法第二百九十一條の六第 一項において準用する同法	地方自治法第二百九十一條の六第 一項において準用する同法
					第十日以内	第十日以内	第十日以内
					、都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町村 に関する請求にあつては五 日以内	、都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町村 に関する請求にあつては五 日以内	、都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町村 に関する請求にあつては五 日以内
					同法第七十四條第五項	同法第七十四條第五項	同法第七十四條第五項

					第九十五 条の三	第九十五 条の四	第九十六 条第一項
					地方自治法第七十四条の二 第五項	地方自治法第七十四条の二 第六項	地方自治法第七十四条第一 項
					地方自治法第二百九十一條 の六第一項	地方自治法第二百九十一條 の六第一項	地方自治法第二百九十一條の六第 一項
					地方自治法第二百九十一條の六第 一項	地方自治法第二百九十一條の六第 一項	地方自治法第二百九十一條の六第 一項
					第十日以内	第十日以内	第十日以内
					、都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町村 に関する請求にあつては五 日以内	、都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町村 に関する請求にあつては五 日以内	、都道府県に関する請求に あつては十日以内、市町村 に関する請求にあつては五 日以内
					同法第七十四條第五項	同法第七十四條第五項	同法第七十四條第五項

第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合には、同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十六条第一項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同条第四項において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十六条第三項中「選挙人」とあるのは「広域連合の選挙人」と、同法第七十七条中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「広域連合の議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議員を選挙する広域連合にあっては当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議長」と、「都道府県知事」とあり、及び「市町村長」とあるのは「広域連合の長」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条第四項（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広

規定を準用する場合には、同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十六条第一項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十六条第三項中「選挙人」とあるのは「広域連合の選挙人」と、同法第七十七条中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「広域連合の議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議員を選挙する広域連合にあっては当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議長」と、「都道府県知事」とあり、及び「市町村長」とあるのは「広域連合の長」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章（第八十五条を除く。）の規定を準用する場合には、同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条、第七十六条第四項、第八十条から第八十四条まで及び第八十六条から第八十八条までの規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議員を選挙する広域連合の議会の解散の請求にあっては同法第七十九条の規定は、広域連合の議会の解散の請求については、準用しない。

域連合の議会の議員を選挙する広域連合の議会の解散の請求にあつては同法第七十九条の規定は、広域連合の議会の解散の請求については、準用しない。

3 (略)

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条第一項	普通地方公共団体の長 地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	広域連合の選挙管理委員会 地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第七十六条第一項の規定による請求

3 (略)

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
(新設)	(新設)	(新設)
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項の規定により選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）

(略)	(略)	第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	第九十六 条第二項	地方自治法第七十四条の二 第十項	五十分の一	選挙権を有する者	一項において準用する同法 第七十六条第四項において 準用する同法第七十四条第 五項
								請求権を有する者
(略)	(略)	第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	第九十六 条第二項	地方自治法第七十四条の二 第十項	五十分の一	選挙権を有する者	一項において準用する同法 第七十六条第四項において 準用する同法第七十四条第 五項
(略)	(略)	第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	第九十六 条第二項	地方自治法第七十四条の二 第十項	五十分の一	選挙権を有する者	請求権を有する者

第二百十三条の五 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項

(略)	(略)	第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	第九十六 条第二項	地方自治法第七十四条の二 第十項	五十分の一	選挙権を有する者	一項
								請求権を有する者
(略)	(略)	第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	第九十六 条第二項	地方自治法第七十四条の二 第十項	五十分の一	選挙権を有する者	一項
(略)	(略)	第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	第九十六 条第二項	地方自治法第七十四条の二 第十項	五十分の一	選挙権を有する者	請求権を有する者

第二百十三条の五 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項

名簿に関する部分を除く。)、第七十六条(在外投票に関する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項(参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。)、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項(同法第四十九条第一項の規定による投票に限る。)及び第二項、第四百二十二条の二(同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。)、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

第二百十三條の六 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

関する部分を除く。)、第七十六条(在外投票に関する部分を除く。)、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項(参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。)、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項(同法第四十九条第一項の規定による投票に限る。)及び第二項、第四百二十二条の二(同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。)、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

第二百十三條の六 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七 条第二項	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）
第三十八 条第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第五十二 条	(略)	(略)
第六十一 条第二項	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）
(略)	(略)	(略)
第七十一 条	(略)	(略)
第七十五 条第三項	有する者	有する者（当該解散の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）
(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)

(新設)	(新設)	(新設)
第三十八 条第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第五十二 条	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
第七十一 条	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
第八十六 条の八第 一項	公職の候補者	広域連合の議会の解散請求 代表者
(略)	(略)	(略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十九条の二 第一項	公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）	広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者（以下第九十九条の四までにおいて「解散請求代表者等」という。）	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十二条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十八条の二第二項（第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第

第八十八 条	当該選挙の公職の候補者	広域連合の議会の解散請求代表者
第八十九 条第一項	公職の候補者	広域連合の議会の解散請求代表者
(略)	(略)	(略)
第九十九 条の二 第一項	公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）	広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者（以下第九十九条の四までにおいて「解散請求代表者」という。）
(略)	(略)	(略)

2 (略)

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十二条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十八条の二第二項（第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第

及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第二項、第二百三十九条の二第二項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四条第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

（広域連合の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等

ら第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条第四号（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第四号の二、第四号の三及び第五号の二から第十二号まで、第二百六十四条、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四条第二項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

（広域連合の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等

第二百十四条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十条 第四項前 段におい て準用す る第七十 四条第五 項	(略)	(略)	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第八十条 第四項前 段におい て準用す る第七十 四条の二 第七項及 び第十項 (略)	(略)	(略)	(略)

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八

第二百十四条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章（第八十五条を除く。）の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十四 条第五項	(略)	(略)	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第七十四 条の二第 七項及び 第十項 (略)	(略)	(略)	(略)

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章（第八十五条を除く。）の規定

十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第四項前段（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十一条、第八十二条第二項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合の議会の議員の解職の請求にあつては同法第八十四条ただし書の規定は、広域連合の議会の議員の解職の請求については、準用しない。

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七

を準用する場合には、同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条から第七十九条まで、第八十条第四項、第八十一条、第八十二条第二項及び第八十六条から第八十八条までの規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合の議会の議員の解職の請求にあつては同法第八十四条ただし書の規定は、広域連合の議会の議員の解職の請求については、準用しない。

第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合においては、第二百十三条の二後段の規定を準用する。

第九十二 条第一項	普通地方公共団体の長 地方自治法第七十四条第五 項に規定する選挙権を有す る者（以下「選挙権を有す る者」という。）	十四条第六項各号 広域連合の選挙管理委員会 地方自治法第二百九十一条 の六第一項において読み替 えて準用する同法第八十条 第一項の規定による請求権 を有する者（以下「請求権 を有する者」という。）
第九十二 条第二項	選挙権を有する者	請求権を有する者
第九十二 条第三項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十二 条第四項	都道府県にあつては二箇月 以内、市町村にあつては一 箇月以内 地方自治法第七十四条第七 項	二箇月以内 地方自治法第二百九十一条 の六第一項において準用す る同法第八十条第四項前段 において準用する同法第七 十四条第七項
第九十二 条第五項	都道府県にあつては六十二 日以内、市町村にあつては 三十一日以内 地方自治法第七十四条第七 項	六十二日以内 地方自治法第二百九十一条 の六第一項において準用す

第九十三 条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に関する請求にあつては区ごとに	同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項
第九十三 条の二第 一項	都道府県又は指定都市、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日	広域連合 十日を経過する日
第九十四 条第一項	地方自治法第七十四条第五項 選挙権を有する者	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項 請求権を有する者
五十分の一	選挙権を有する者	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と

	<p>都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内</p>	<p>を合算して得た数） 十日以内</p>
第九十五条の二	<p>地方自治法第七十四条の二 第一項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第二項</p>
第九十五条の三	<p>地方自治法第七十四条の二 第五項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第五項</p>
第九十五条の四	<p>地方自治法第七十四条の二 第六項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項</p>
第九十六条第一項	<p>地方自治法第七十四条第一項 同法第七十四条の二第六項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項 同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法</p>

第九十七	第九十六 条第二項					
地方自治法第七十四条第五	地方自治法第七十四条の二 第十項	五十分の一	選挙権を有する者	同法第七十四条第五項	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項
地方自治法第二百九十一条	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第十項	三分の一（その総数が四 十 万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	請求権を有する者	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項	十日以内	第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項

第九十七 条第二項	普通地方公共団体の長 都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	五日以内 広域連合の選挙管理委員会	第九十八 条第一項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
--------------	--	----------------------	--------------	------------	--------------

第九十七
条第二項
第九十八
条第一項

第二百二十四条の四 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四章の三、第五章（第五十條第五項及び第七項、第五十三條第一項（第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関

の六第一項において準用する同法第八十條第四項前段において準用する同法第七十四條第五項
請求権を有する者
三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
広域連合の選挙管理委員会

第九十八
条第一項

第二百二十四条の四 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四章の三、第五章（第五十條第五項及び第七項、第五十三條第一項（第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関

する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党

する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に

に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

第二百十四条の五 地方自治法第二百九十一条の六七項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七 条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）
第四十四 条第三項	(略)	(略)

る部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に限る。）及び第二項、第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

第二百十四条の五 地方自治法第二百九十一条の六七項の規定により、広域連合の議会の議員の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第四十四 条第三項	(略)	(略)

(広域連合の長の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十五條 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の長の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五條第五項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第八十一條第二項において準用する同法第七十四條第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十一條第一項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第二項において準用する同法第七十四條の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十一條第二項において準用する同法第七十六條第三項中「選挙人」とあるのは「広域連合の選挙人」と、同法第八十二條第二項中「前條第二項」とあるのは「第二百九十一條の六第一項において準用する第七十六條第三項」と、「普通地方公共団体の長及び議会の議長」とあるのは「広域連合の長及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長を選挙する広域連合にあつては当該広域連合を組織する地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の長の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五條第五項後段、第八十條第四項後段、第八十五條及び第八十六條第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四條から第七十四條の四まで、第七十

(広域連合の長の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十五條 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の長の解職の請求に同法第二編第五章(第八十五條を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四條第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十一條第一項中「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、並びに同法第七十四條の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十六條第三項中「選挙人」とあるのは「広域連合の選挙人」と、同法第八十二條第二項中「前條第二項」とあるのは「第二百九十一條の六第一項において準用する第七十六條第三項」と、「普通地方公共団体の長及び議会の議長」とあるのは「広域連合の長及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長を選挙する広域連合にあつては当該広域連合を組織する地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一條の六第一項の規定により、広域連合の長の解職の請求に同法第二編第五章(第八十五條を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四條第一項から第四項まで、第七十四條の二第八項、第七十五條、第七十六條第一項及び第四項、第七十七條か

五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条第二項（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十二条第一項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長を選挙する広域連合の長の解職の請求にあつては同法第八十四条ただし書の規定は、広域連合の長の解職の請求については、準用しない。

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第九十一條第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一條第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第二項において準用する同法第七十四條第六項各号
	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会

ら第八十条まで、第八十一条第二項、第八十二条第一項並びに第八十六条から第八十八条までの規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長を選挙する広域連合の長の解職の請求にあつては同法第八十四条ただし書の規定は、広域連合の長の解職の請求については、準用しない。

第二百十五條の二 第九十一條から第九十七條まで、第九十八條第一項、第九十八條の三第二項及び第九十八條の四の規定は、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第八十一條第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合においては、第二百十三條の二後段の規定を準用する。

第九十二 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項に規定する選挙権を有す る者（以下「選挙権を有す る者」という。）	地方自治法第二百九十一条 の六第一項において読み替 えて準用する同法第八十一 条第一項の規定による請求 権を有する者（以下「請求 権を有する者」という。）
第九十二 条第二項	選挙権を有する者	請求権を有する者
第九十二 条第三項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十二 条第四項	都道府県にあつては二箇月 以内、市町村にあつては一 箇月以内	二箇月以内
第九十二 条第五項	地方自治法第七十四条第七 項 都道府県にあつては六十二 日以内、市町村にあつては 三十一日以内	地方自治法第二百九十一条 の六第一項において準用す る同法第八十一条第二項に おいて準用する同法第七十 四条第七項 六十二日以内
	地方自治法第七十四条第七 項	地方自治法第二百九十一条 の六第一項において準用す る同法第八十一条第二項に

第九十三 条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に関する請求にあつては区ごとに	<p>において準用する同法第七十四 条第七項</p> <p>市町村ごとに</p>
第九十三 条の第二 項	都道府県又は指定都市、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日	<p>広域連合</p> <p>十日を経過する日</p>
第九十四 条第一項	<p>地方自治法第七十四条第五項</p> <p>選挙権を有する者</p> <p>五十分の一</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四 条第五項</p> <p>選挙権を有する者</p> <p>三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>

	<p>都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内</p>	<p>十日以内</p>
<p>第九十五条の二</p>	<p>地方自治法第七十四条の二第一項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第一項</p>
<p>第九十五条の三</p>	<p>地方自治法第七十四条の二第五項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第五項</p>
<p>第九十五条の四</p>	<p>地方自治法第七十四条の二第六項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第六項</p>
<p>第九十六条第一項</p>	<p>地方自治法第七十四条第一項</p>	<p>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第一項</p>
<p>同法第七十四条の二第六項</p>	<p>同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法</p>	<p>同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法</p>

第九十七	第九十六 条第二項					
地方自治法第七十四条第五	地方自治法第七十四条の二 第十項	五十分の一	選挙権を有する者	同法第七十四条第五項	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第六項
地方自治法第二百九十一条	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第十項	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	請求権を有する者	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項	同日以内	第八十一条第二項において準用する同法第七十四条の二第六項

条第一項	選挙権を有する者 五十分の一	の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十条第五項 請求権を有する者
第九十七 条第二項	普通地方公共団体の長 都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	五日以内 広域連合の選挙管理委員会
第九十八 条第一項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会

第二百十五條の四 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四章の三、第五章（第五十條第五項及び第七項、第五十三條第一項（第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関

第二百十五條の四 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十九條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十六條まで、第四十八條第一項及び第二項、第四十九條、第四章の三、第五章（第五十條第五項及び第七項、第五十三條第一項（第五十九條の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関

する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党

する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に

に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。)、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項(同法第四十九条第一項の規定による投票に限る。)、及び第二項、第四百二十二条の二(同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。)、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

第二百十五條の五 地方自治法第二百九十一条の六七項の規定により、広域連合の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七 条第二項	有する者	有する者(当該解職の請求を受けている広域連合の長又はその解職請求代表者を除く。)
第四十四 条第三項	(略)	(略)

る部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。)、第二百二十九条第一項、第三百三十一条第一項、第二項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、及び第三項、第三百三十一条の二、第四百二十二条第一項(同法第四十九条第一項の規定による投票に限る。)、及び第二項、第四百二十二条の二(同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。)、第四百二十二条の三並びに第四百六十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

第二百十五條の五 地方自治法第二百九十一条の六七項の規定により、広域連合の長の解職の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第四十四 条第三項	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第七十五 条第三項	(略)	(略)	(略)	(略)	第六十一 条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	第五十二 条	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	有する者	(略)	(略)	(略)	(略)	有する者	(略)	(略)	(略)	(略)	有する者	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	有する者(当該解職の請求 を受けている広域連合の長 又はその解職請求代表者を 除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	有する者(当該解職の請求 を受けている広域連合の長 又はその解職請求代表者を 除く。)	(略)	(略)	(略)	有する者(当該解職の請求 を受けている広域連合の長 又はその解職請求代表者を 除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	第八十九 条第一項	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	第五十二 条	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	公職の候補者	(略)	(略)	公職の候補者	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	当該選挙の公職の候補者	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	広域連合の長の解職請求代 表者	(略)	(略)	広域連合の長の解職請求代 表者	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	広域連合の長の解職請求代 表者	(略)	(略)	(略)	(略)

(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十六条の二 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項中「五分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで並びに第八十六条第四項前段(同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。)の規定は、広域連合の職員の解職の請求については、準用しない。

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の

(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十六条の二 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第八十五条を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条第五項中「五分の一」とあるのは「三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、同法第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章(第八十五条を除く。)の規定を準用する場合には、同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条から第八十四条まで及び第八十六条第四項の規定は、広域連合の職員の解職の請求については、準用しない。

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の

解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一 条第三項 から第五 項まで	地方自治法第七十四条第六 項各号	地方自治法第二百九十一条 の六第一項において準用す る同法第八十六条第四項前 段において準用する同法第 七十四条第六項各号
第九十二 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項に規定する選挙権を有す る者（以下「選挙権を有す る者」という。）	地方自治法第二百九十一条 の六第一項において読み替 えて準用する同法第八十六 条第一項の規定による請求 権を有する者（以下「請求 権を有する者」という。）
第九十二 条第四項	(略)	(略)
第九十二 条第五項	(略)	(略)

解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第九十二 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項の規定により選挙権を有 する者（以下選挙権を有す る者」という。）	地方自治法第二百九十一条 の六第一項の規定による請 求権を有する者（以下「請 求権を有する者」という。 ）
第九十二 条第四項	(略)	(略)
第九十二 条第五項	(略)	(略)

第九十六 条第二項 第十項	地方自治法第七十四条の二	選挙権を有する者 五十分の一	同法第七十四条第五項	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第七十四条の二第六項	条第一項	の六第一項において準用する同法第八十六条第一項
						請求権を有する者	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項

第九十六 条第二項 第十項	地方自治法第七十四条の二	選挙権を有する者 五十分の一	同法第七十四条第五項	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第七十四条の二第六項	条第一項	同法第二百九十一条の六第一項
						請求権を有する者	同法第二百九十一条の六第一項

第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	同法第八十六条第四項前 段において準用する同法第 七十四条の二第十項
(略)	(略)	(略)
第九十八 条第二項	地方自治法第七十四条第三 項	地方自治法第二百九十一条 の六第一項において準用す る同法第八十六条第四項前 段において準用する同法第 七十四条第五項
(略)	(略)	(略)

第二百七十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一 条第三項 から第五 項まで	地方自治法第七十四条第六 項各号	地方自治法第二百九十一条 の六第五項において準用す る同法第七十四条第六項各 号
第九十二	地方自治法第七十四条第五	地方自治法第二百九十一条

第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	地方自治法第二百九十一条 の六第一項
(略)	(略)	(略)
第九十八 条第二項	地方自治法第七十四条第三 項	地方自治法第二百九十一条 の六第一項
(略)	(略)	(略)

第二百七十七条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第九十二	地方自治法第七十四条第五	地方自治法第二百九十一条

第九十六						第九十六 条第一項	第九十五 条の四 第六項	第九十五 条の四 第六項	第九十五 条の四 第六項
地方自治法第七十四条の二		選挙権を有する者 五十分の一	同法第七十四条第五項	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項
地方自治法第七十四条の二	地方自治法第七十四条の二	請求権を有する者 三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	同法第七十四条第五項	十日以内	同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項

第九十六						第九十六 条第一項	第九十五 条の四 第六項	第九十五 条の四 第六項	第九十五 条の四 第六項
地方自治法第七十四条の二		選挙権を有する者 五十分の一	同法第七十四条第五項	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項
地方自治法第七十四条の二	地方自治法第七十四条の二	請求権を有する者 三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	同法第七十四条第五項	十日以内	同法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第七十四条の二第六項

条第二項	第十項	の六第五項において準用する同法第七十四条の第二項
第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	地方自治法第二百九十一条 の六第五項において準用す る同法第七十四条第五項
(略)	(略)	(略)

第四章 財産区

(削除)

条第二項	第十項	の六第五項
第九十七 条第一項	地方自治法第七十四条第五 項	地方自治法第二百九十一条 の六第五項
(略)	(略)	(略)

第四章 財産区

第二百十九条 地方自治法第二百九十六条の五第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 財産の価値又は公の施設の利用価値を減少しないものであること。
- 二 財産又は公の施設の全部又は一部について、その財産の形態又は公の施設の機能を変更しないものであること。
- 三 財産又は公の施設を住民の使用に供している場合において、その使用を制限し、又は使用に供することを廃止しないものであること。
- 四 前三号に規定するもののほか、財産又は公の施設の全部の処分で、当該処分により当該財産区が廃止されることとなつても、当該財産区の設置の目的を達することができるように、財産区のある市町村及び特別区がこれに代わる財産を有し、又は公の施設を設けることとなる等将来にわたつて財産区の住民の全体の福祉に反しないものであること。

② 財産区の財産の処分でその価値を減少するものであつても、計画的に

第二百十九条 (略)

第二百二十条 (略)

第二百二十一条 (略)

第二百二十二条 前編第五章の規定は、財産区について準用する。ただし、条例で特別の定めを設けることができる。

(削除)

(削除)

行われるものについては、財産区は、あらかじめその計画について都道府県知事に協議し、その同意を得ることをもつて足りるものとする。

第二百十九条の二 (略)

第二百十九条の三 (略)

第二百十九条の四 (略)

第二百十九条の五 第二編第五章の規定は、財産区にこれを準用する。ただし、条例で特別の定めを設けることができる。

第五章 地方開発事業団

（地方自治法及び地方公営企業法の規定を準用する場合の技術的読替え）

第二百二十条 地方自治法中普通地方公共団体に関する規定（同法第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項、第三項本文及び第四項の規定を含む。）を地方開発事業団（以下「事業団」という。）について準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百四十三条第一項 前段	被選挙権を有しなくなつたとき	前条
第二百八条第二項	又は前条	
	各会計年度	各事業年度

	第二百十條	一會計年度	一事業年度
	第二百十四條	、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内	の範囲内
	第二百二十條第一項	普通地方公共団体の長	事業団
	第二百二十一條第二項	普通地方公共団体の長	理事長又は理事
	第二百三十一條の二	第二百三十五條	第三百十一條第一項ただし書
	第三項及び第五項	市町村	事業団
	第二百三十一條の二第六項	当該普通地方公共団体の長	当該理事長
	第二百三十二條の六	第二百三十五條	第三百十一條第一項ただし書
		会計管理者	理事長
	第二百三十三條の二本文	各會計年度	各事業年度
	第二百三十四條第五項	当該普通地方公共団体の長	当該理事長若しくは理事
	第二百三十四條の二第一項	当該普通地方公共団体の職員	当該理事長若しくは理事又は事業団の職員
	第二百三十五條の二	監査委員	監事
	第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	理事長
前条			第三百十一條第一項

第百三十五條の三 第一項	普通地方公共団体の長	事業団	一項ただし書
第百三十五條の三 第三項	会計年度	事業年度	
第百三十七條第二 項	条例又は議会の議決	理事会の議	
第百三十七條第三 項	議会の議決	理事会の議	
第百三十八條の三	職員	理事長、理事及 び監事並びに事 業団の職員	
第百三十八條の四 第九項	普通地方公共団体の長又は委員 会	事業団	
第百三十八條の五 第四項及び第六項	普通地方公共団体の長	事業団	
第百三十九條第一 項	保管する動産（政令で定める動 産を除く。）	保管する動産	
第百三十九條第二 項	職員	理事長、理事及 び監事並びに事 業団の職員	
第百四十條第二項 及び第三項	普通地方公共団体の長	事業団	
第百四十二條	普通地方公共団体の住民	設置団体（地方 自治法第二百九	

<p>第二百四十二条の二 第一項及び第二項</p>	
<p>当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員</p>	<p>十八条第二項の設置団体をいう。以下同じ。）の住民</p>
<p>監査委員</p>	<p>理事長、理事若しくは監事又は事業団の職員</p>
<p>当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員</p>	<p>理事長、理事若しくは監事又は事業団の職員</p>
<p>当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員</p>	<p>理事長、理事若しくは監事若しくは事業団の職員</p>
<p>議会、長その他の執行機関又は職員</p>	<p>理事長、理事若しくは監事又は事業団の職員</p>
<p>普通地方公共団体の住民</p>	<p>設置団体の住民</p>
<p>監査委員</p>	<p>監事</p>
<p>普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員</p>	<p>理事長、理事若しくは監事若しくは事業団の職員</p>

第一項	第二百四十二条の三	普通地方公共団体の長	理事長
	第七項	関又は職員	事業団の職員 しくは監事又は 理事長、理事若
	第二百四十二条の二	当該普通地方公共団体の執行機	理事長、理事若
	第四項	民 当該普通地方公共団体の他の住	住民 設置団体の他の
		職員	事業団の職員
		議会、長その他の執行機関又は	理事長、理事若 しくは監事又は 事業団の職員
		関又は職員	理事長、理事若 しくは監事又は 事業団の職員
		当該普通地方公共団体の執行機	理事長、理事若 しくは監事又は 事業団の職員
		執行機関又は職員	理事長、理事若 しくは監事又は 事業団の職員
		職員	理事長、理事若 しくは監事又は 事業団の職員
		職員	理事長、理事若 しくは監事若し しくは事業団の職 員
		議会、長その他の執行機関又は 職員	理事長、理事若 しくは監事若し しくは事業団の職 員
			しくは事業団の職 員

<p>第二百四十二条の三 第五項</p>	<p>普通地方公共団体の執行機関又は職員</p>	<p>理事長、理事若しくは監事又は事業団の職員</p>
<p>第二百四十三条の二 第一項</p>	<p>会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員</p>	<p>理事長若しくは理事長の会計事務を補助する事業団の職員</p>
<p>第二百四十三条の二 第二項から第四項まで</p>	<p>直接補助する職員</p>	<p>理事長、理事若しくは監事若しくは事業団の職員</p>
<p>第二百四十三条の二 第八項及び第九項</p>	<p>普通地方公共団体の長 監査委員</p>	<p>理事長 監事</p>

で	第百四十五條の五 第二項から第四項ま	市町村	市町村長その他の市町村の執行 ける事業団	市町村のみで設 ける事業団	第百四十三條の三 第一項	普通地方公共団体の長 条例 住民	事業団規則 設置団体の住民	事業団の職員 理事長、理事若 しくは監事又は 事業団の職員	第百四十三條の二 第十四項	職員 議事会	理事長、理事若 しくは監事又は 事業団の職員 理事会	第百四十五條の四 第二項	市町村	市町村のみで設 ける事業団	第百四十五條の五 第三項	普通地方公共団体の長その他の 執行機関	事業団	第百四十五條の五 第一項	都道府県又は都 道府県及び市町 村が設ける事業 団

	<p>機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する事務（第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。）</p>	<p>ける事業団の処理する事務（第一号法定受託事務を除く。）</p>
<p>第二百四十五条の六</p>	<p>市町村 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する自治事務</p>	<p>市町村のみで設ける事業団 市町村のみで設ける事業団の処理する自治事務</p>
<p>第二百四十五条の七 第一項</p>	<p>都道府県</p>	<p>都道府県又は都道府県及び市町村が設ける事業団</p>
<p>第二百四十五条の七 第二項から第四項まで</p>	<p>市町村 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務</p>	<p>市町村のみで設ける事業団の処理する法定受託事務</p>
<p>第二百四十五条の八 第一項から第十一項まで</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県又は都道府県及び市町村が設ける事業団</p>

<p>第一項 第二百四十五條の九</p>		<p>都道府県 管理又は執行</p>	<p>市町村の区域</p>	<p>都道府県の区域</p>	<p>「都道府県知事」</p>	<p>管理若しくは執行</p>	<p>市町村長</p>	<p>都道府県の区域 管理若しくは執行</p>	<p>都道府県又は都道府県及び市町村が設ける事業団の事務所の所在地</p>
<p>都道府県及び市町</p>		<p>都道府県又は都道府県及び市町</p>	<p>市町村のみで設ける事業団の事務所 の所在地</p>	<p>都道府県又は都道府県及び市町村が設ける事業団の事務所 の所在地</p>	<p>「都道府県又は都道府県及び市町村が設ける事業団」</p>	<p>処理</p>	<p>市町村のみで設ける事業団</p>	<p>市町村のみで設ける事業団の事務所 の所在地</p>	<p>処理</p>

<p>第二百四十五条の九 第二項から第四項ま で</p>	<p>市町村</p>	<p>村が設ける事業 団</p>
<p>普通地方公共団体は</p>	<p>市町村長その他の市町村の執行 機関（教育委員会及び選挙管理 委員会を除く。）の担任する法 定受託事務</p>	<p>市町村のみで設 ける事業団 市町村のみで設 ける事業団の処 理する法定受託 事務</p>
<p>都道府県の加入するもの</p>	<p>都道府県の加入するもの</p>	<p>都道府県又は都 道府県及び市町 村が設ける事業 団</p>
<p>関係普通地方公共団体の議会の 議決</p>	<p>関係普通地方公共団体の議会の 議決</p>	<p>関係設置団体に あつては議会の 議決、事業団に あつては理事会 の議</p>
<p>都道府県の加入するもの 第四項</p>	<p>都道府県の加入するもの</p>	<p>都道府県又は都 道府県及び市町 村が設ける事業 団 関係のある設置 団体及び事業団</p>

<p>第二百五十二条の十 四第一項</p>	<p>普通地方公共団体は 普通地方公共団体の事務 他の普通地方公共団体 当該普通地方公共団体の長又は 同種の委員会若しくは委員をし て管理し及び執行させる</p>	<p>設置団体及び事 業団は 設置団体の事務 事業団 処理させる</p>
<p>第二百五十二条の十 四第二項</p>	<p>関係普通地方公共団体 普通地方公共団体の事務</p>	<p>関係設置団体及 び事業団 設置団体の事務</p>
<p>第二百五十二条の十 四第三項</p>	<p>委託する普通地方公共団体</p>	<p>委託する設置団 体</p>
<p>第二百五十二条の十 五</p>	<p>委託を受ける普通地方公共団体 管理及び執行</p>	<p>委託を受ける事 業団 処理</p>
<p>第二百五十二条の十 六</p>	<p>普通地方公共団体の事務 他の普通地方公共団体 当該普通地方公共団体の長又は 同種の委員会若しくは委員をし て管理し及び執行させる 管理及び執行</p>	<p>設置団体の事務 事業団 処理させる 処理</p>
<p>第二百五十二条の十 七</p>	<p>委託した普通地方公共団体 管理及び執行</p>	<p>委託した設置団 体 処理</p>

第一項		定支出の金額
第二百四十三条の五	歳入及び歳出	収益及び費用並びに資産等の増減又は異動

3 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十九条の規定を特定事業に係る財務について準用する場合には、同条第一項中「管理者」とあるのは、「事業団」と読み替えるものとする。

（決算について作成すべき書類）

第二百二十一条 地方自治法第三百十二条第一項の決算について作成すべき書類は、特定事業以外の事業にあつては決算書、特定事業にあつては決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式については、総務省令で定める。

（決算にあわせて提出すべき書類）

第二百二十二条 地方自治法第三百十二条第二項に規定する政令で定める書類は、特定事業に係る収益費用明細書、固定資産明細書及び地方債明細書とし、その様式については、総務省令で定める。

（資本剰余金の処分）

第二百二十三条 地方自治法第三百十四条第二項において準用する地方公営企業法第三十二条第六項に規定する政令で定める場合は、欠損金をうめる場合とする。

（削除）

（削除）

（削除）

(削除)

(出納取扱金融機関等)

第二百二十三條の二 理事長は、地方自治法第三百一十一條第一項ただし書の規定により金融機関に現金の出納事務を取り扱わせる場合には、収納及び支払の事務を取り扱わせ、又は収納の事務を取り扱わせることができる。

2 前項の現金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関を出納取扱金融機関と、同項の現金の収納の事務を取り扱う金融機関を収納取扱金融機関という。

3 理事長は、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関を定め、又は変更した場合は、これを告示しなければならない。

(財務に関する規定の準用)

第二百二十四條 第四百二十二條第一項及び第二項、第四百三十三條、第四百三十七條、第四百四十八條、第四百五十條第一項及び第二項、第四百五十四條から第四百五十八條まで、第四百五十九條、第四百六十條、第四百六十一條から第四百六十五條の八まで、第四百六十六條の二から第四百六十七條の十七まで、第四百六十八條の二第二項及び第三項、第四百六十八條の三第一項から第三項まで、第四百六十八條の四第一項及び第二項、第四百六十八條の六、第四百六十八條の七第一項及び第三項、第四百六十九條から第四百六十九條の七まで、第四百七十條の二、第四百七十條の四、第四百七十條の五第一項及び第二項前段、第四百七十一條から第四百七十一條の六まで、第四百七十一條の七第一項及び第二項、第四百七十二條並びに第四百七十三條の二の規定は、事業団の財務についてこれを準用する。ただし、第四百四十二條第一項及び第二項、第四百四十三條、第四百五十條第一項第三号及び第二項、第四百六十條、第四百六十五條の六第一項及び第二項、第四百六十五條の八並びに第四百六

(削除)

十六条の二の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる規定を事業団の財務について準用する場合には、これらの規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四百二十二条第一項及び第二項、第四百十三条第一項並びに第四百四十八条</p>	<p>会計年度</p>	<p>事業年度</p>
<p>第五百十条第一項</p>	<p>普通地方公共団体の長</p>	<p>事業団</p>
<p>第五百十五条</p>	<p>指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関</p>	<p>出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関</p>
<p>第五百十六条</p>	<p>会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等」という。）</p>	<p>理事長、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下この条において「理事長等」という。）</p>
<p>普通地方公共団体の長</p>	<p>普通地方公共団体の長</p>	<p>理事長</p>
<p>会計管理者等</p>	<p>会計管理者等</p>	<p>理事長等</p>
<p>会計管理者</p>	<p>会計管理者</p>	<p>理事長</p>
<p>第五百五十七條第二項及び第三項</p>	<p>普通地方公共団体の長</p>	<p>理事長</p>
<p>第五百五十八條第二項</p>	<p>普通地方公共団体の長</p>	<p>理事長</p>

第百五十八条第三項	普通地方公共団体の規則	事業団規則
第百五十八条第四項	会計管理者 融機関 融機関若しくは収納事務取扱金 融機関	理事長 融機関 しくは収納取扱 金融機関
第百六十一条第一項	当該普通地方公共団体の職員	理事長、理事若 しくは監事又は 事業団の職員
第百六十一条第三項	普通地方公共団体の規則	理事長、理事若 しくは監事又は 事業団の職員
第百六十二条及び第 百六十三条	普通地方公共団体 普通地方公共団体の規則	事業団規則 地方公共団体
第百六十四条	会計管理者又は指定金融機関、 指定代理金融機関、収納代理金 融機関若しくは収納事務取扱金 融機関	理事長又は出納 取扱金融機関若 しくは収納取扱 金融機関
第百六十五条	普通地方公共団体の規則 第二百三十五条 会計管理者	事業団規則 第三百十一条第 一項ただし書 理事長

第百六十五條の二	指定金融機関又は指定代理金融機関	出納取扱金融機関
第百六十五條の二	第二百三十五條	第三百十一條第一項ただし書
指定金融機関、指定代理金融機関	出納取扱金融機関	
普通地方公共団体の長	理事長	
会計管理者	理事長	
指定金融機関又は指定代理金融機関	出納取扱金融機関	
普通地方公共団体の規則	事業団規則	
会計管理者	理事長	
会計年度	事業年度	
普通地方公共団体の長	理事長	
会計管理者	理事長	
指定金融機関又は指定代理金融機関	出納取扱金融機関	
職員	理事長、理事又は監事	
指定金融機関	出納取扱金融機関	
第百六十五條の五	会計管理者	理事長
第百六十五條の六第一項	毎会計年度	毎事業年度
第百六十五條の六第一項	指定金融機関又は指定代理金融機関	出納取扱金融機関

三項	第百六十六條の二	會計年度	機関
第百六十七條の二第 一項第一号、第三号 及び第四号	普通地方公共団体の規則	事業年度	関
第百六十七條の四第 二項第四号	職員	理事長若しくは 理事又は事業団 の職員	
第百六十七條の五か ら第百六十七條の六 まで	普通地方公共団体の長	事業団	
第百六十七條の七第 一項	普通地方公共団体の規則	事業団規則	
第百六十七條の七第 二項	普通地方公共団体の長	事業団	
第百六十七條の八第 一項	職員	理事又は事業団 の職員	
第百六十七條の八第 三項	普通地方公共団体の長	事業団	
第百六十七條の九	普通地方公共団体の長	事業団	
	職員	理事又は事業団 の職員	
第百六十七條の十、 第百六十七條の十の 二、第百六十七條の	普通地方公共団体の長	事業団	

第百六十八條の四第 一項及び第二項	會計管理者	指定金融機関、指定代理金融機 関、収納代理金融機関及び収納 事務取扱金融機関	會計管理者	指定金融機関、指定代理金融機 関及び収納取扱金融機関	出納取扱金融機 関	理事長	出納取扱金融機 関	指定代理金融機関及び収納代理 金融機関	出納取扱金融機 関及び収納取扱 金融機関	理事長	出納取扱金融機 関	指定金融機関	出納取扱金融機 関
第百六十八條の七第 一項	會計管理者	指定金融機関その他の確実な金 融機関	會計管理者	指定金融機関	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長
第百六十九條の七第 二項	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の長	普通地方公共団体の長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長
第百七十條の五第二 項前段	會計管理者	普通地方公共団体の長	會計管理者	普通地方公共団体の長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長
第百七十一條	普通地方公共団体の長	債権（地方自治法第二百三十一 条の三第一項に規定する歳入に	債権	債権	債権	債権	債権	債権	債権	債権	債権	債権	債権

第七十一条の二	係る債権を除く。） 普通地方公共団体の長	事業団
第七十一条の三及び第七十一条の四	普通地方公共団体の長 第一項又は前条 地方自治法第二百三十一条の三	前条
第七十一条の五及び第七十一条の六	普通地方公共団体の長 債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）	事業団 債権
第七十一条の七第一項	普通地方公共団体の長	事業団
第七十三条の二	規則	事業団規則
別表第五第一号	都道府県及び指定都市	都道府県（指定都市を含む。以下この表において同じ。）又は都道府県及び市町村（指定都市を除く。以下この表において同

第百五十九条	別表第五第二号から 第四号まで及び第六 号	市町村 (指定都市を除く。以下 この表において同じ。)	都道府県及び指定都市 都道府県又は都 道府県及び市町 村が設ける事業 団	市町村が設ける 事業団	3 第一項の規定により次の表の上欄に掲げる規定を特定事業に係る財務 について準用する場合においては、前項に定めるもののほか、これらの 規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句 に読み替えるものとする。
		市町村 (指定都市を除く。以下 この表において同じ。)	都道府県及び指定都市 都道府県又は都 道府県及び市町 村が設ける事業 団	市町村が設ける 事業団	
第百四十七条第一項 第百五十条第一項第 二号	第百四十七号第一項 第百五十条第一項第 二号	歳入歳出予算 歳出予算	歳入歳出予算 歳出予算	歳入歳出予算 歳出予算	第百四十七号第一項 第百五十条第一項第 二号
第百五十四号、第百 五十五号、第百五十 六号第一項、第百五 十七号の二第一項第 一号及び第百五十八 号	第百五十四号、第百 五十五号、第百五十 六号第一項、第百五 十七号の二第一項第 一号及び第百五十八 号	歳入 歳入	歳入 歳入	歳入 歳入	第百五十四号、第百 五十五号、第百五十 六号第一項、第百五 十七号の二第一項第 一号及び第百五十八 号
第百五十九号	第百五十九号	歳出 歳出	歳出 歳出	歳出 歳出	第百五十九号
第百五十九号	第百五十九号	歳出 歳出	歳出 歳出	歳出 歳出	第百五十九号

第四編 補則

(事務の区分)

第二百二十三条 (略)

第二百二十四条 市町村が第九十一条第二項及び第四項、第九十二条第三項、第九十三条の二第一項、第九十四条第三項及び第四項並びに第九十五条の二の規定(第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条及び第百二十一条において準用する場合を含む。)により処理することとされて

第六十一条第二項、第六十四条、第百六十五条の六第三項及び第百六十五条の七	歳入	収入
第百六十八条の七第三項	歳入歳出外現金	事業団が保管するその所有に属しない現金

4 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第九條から第十六條まで、第二十條、第二十一條、第二十四條の二及び第二十六條の規定は、特定事業に係る財務についてこれを準用する。この場合において、同令第十六條第五項中「管理者が」とあるのは「事業団規則で」と、同令第二十條中「特別会計」とあるのは「会計」と読み替えるものとする。

第四編 補則

(事務の区分)

第二百二十五条 (略)

第二百二十六条 市町村が第九十一条第二項、第九十二条第三項、第九十三条の二第一項、第九十四条第三項及び第四項並びに第九十五条の二の規定(第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条及び第百二十一条において準用する場合を含む。)により処理することとされている事務(

いる事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）は、第百条の二第二項、第百四条第二項、第百七条第一項第三号及び第三項並びに第百九条の三第一項及び第二項の規定（第百十三条及び第百十六條の二において準用する場合を含む。）並びに第百九条の三第三項（第百十三条及び第百十六條の二において準用する場合を含む。）において適用する普通地方公共団体の議会の解散の投票に関する規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）は、第二号法定受託事務とする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	(略)	事務	(略)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）		第十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務	
(略)	(略)	(略)	(略)

都道府県に対する請求に係るものに限る。）は、第百条の二第二項、第百四条第二項、第百七条第一項第三号及び第三項並びに第百九条の三第一項及び第二項の規定（第百十三条及び第百十六條の二において準用する場合を含む。）並びに第百九条の三第三項（第百十三条及び第百十六條の二において準用する場合を含む。）において適用する普通地方公共団体の議会の解散の投票に関する規定により処理することとされている事務（都道府県に対する請求に係るものに限る。）は、第二号法定受託事務とする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	(略)	事務	(略)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）		第十一条及び第十三条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務	
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>第三十五条 裁判官国民審査法第五十四条の規定は、この政令の適用について準用する。</p>	<p>第三十五条 裁判官国民審査法第五十四条及び第五十五条の規定は、この政令の適用についてこれを準用する。</p>

改正後	現行
<p>（地方債の協議の相手方等）</p> <p>第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。</p> <p>一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この号及び次号において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの</p> <p>二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（起債許可団体の判定のための数値の算定に用いる準元利償還金）</p> <p>第十一条 法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合に対する負担金又</p>	<p>（地方債の協議の相手方等）</p> <p>第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。</p> <p>一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この号及び次号において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの若しくは地方開発事業団で都道府県等若しくは都道府県等及び市町村（指定都市を除き、特別区を含む。次号において同じ。）が設けるもの</p> <p>二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）若しくは地方開発事業団で市町村のみが設けるもの</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（起債許可団体の判定のための数値の算定に用いる準元利償還金）</p> <p>第十一条 法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共</p>

は補助金のうち、当該地方公共団体の組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものとして総務省令で定めるもの

四・五 (略)

(地方公共団体の組合における起債の許可についての特例)

第十五条 (略)

(削除)

2 | 前項の場合においては、法第五条の四第三項に規定する同条第一項各号に掲げる地方公共団体には、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号又は第二号の規定に該当する地方公共団体の組合が含まれるものとして、同条第三項の規定を適用する。

団体が設置団体である地方開発事業団に対する負担金又は補助金のうち、当該地方公共団体の組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものとして総務省令で定めるもの

四・五 (略)

(地方公共団体の組合又は地方開発事業団における起債の許可についての特例)

第十五条 (略)

2 | 地方開発事業団についての法第五条の四第一項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体」とあるのは、「地方公共団体が設置団体である地方開発事業団」とする。

3 | 前二項の場合においては、法第五条の四第三項に規定する同条第一項各号に掲げる地方公共団体には、前二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号又は第二号の規定に該当する地方公共団体の組合又は地方開発事業団が含まれるものとして、同条第三項の規定を適用する。

改正後	現行
<p>2 （略）</p> <p>（特別区等に対する規定の適用） 第七十五条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区又は区長に適用する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（特別区等に対する規定の適用） 第七十五条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては区又は区長に、<u>全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。</u></p>

○ 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（特別区等の特例）</p> <p>第四条 次条から第二十四条までの規定中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区に適用する。</p>	<p>（特別区等の特例）</p> <p>第四条 次条から第二十四条までの規定中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区に、<u>全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。</u></p>

改正後	現行
<p>（債務控除をする公租公課の金額）</p> <p>第三条 法第十四条第二項に規定する政令で定める公租公課の額は、被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の死亡の際納税義務が確定しているもののほか、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなつた次に掲げる税額とする。ただし、相続人（法第三条第一項に規定する相続人をいい、包括受遺者を含む。以下同じ。）の責めに帰すべき事由により納付し、又は徴収されることとなつた延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額（地方税法の規定による督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の額を含む。）を含まないものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 被相続人が負担すべきであつた地方税法第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区のこれに相当する徴収金を含む。）の額</p>	<p>（債務控除をする公租公課の金額）</p> <p>第三条 法第十四条第二項に規定する政令で定める公租公課の額は、被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の死亡の際納税義務が確定しているもののほか、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなつた次に掲げる税額とする。ただし、相続人（法第三条第一項に規定する相続人をいい、包括受遺者を含む。以下同じ。）の責めに帰すべき事由により納付し、又は徴収されることとなつた延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額（地方税法の規定による督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の額を含む。）を含まないものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 被相続人が負担すべきであつた地方税法第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都、特別区及び全部事務組合のこれに相当する徴収金を含む。）の額</p>

改 正 後	現 行
<p>（市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更）</p> <p>第八条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（市町村の組合に対する法及びこの政令の適用）</p> <p>第三百三十九条 市町村の組合に対する法及びこの政令の規定の適用については、当該組合を組織する市町村又は市町村の選挙管理委員会は、法第九条第二項、法第十一条第三項（他の市町村において在外選挙人名簿の登録がされている者に関する部分を除く。）、法第十九条第二項及び第四項、法第二十一条第四項、法第二十二條、法第二十三條第一項並びに法第二十六條から第二十九條までの規定並びに第一条、第十条から第十七条まで、第十八条（第三項中在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第十九条から第二十三條までに規定する市町村又は市町村の選挙管理委員会とみなす。</p>	<p>（市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更）</p> <p>第八条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第五項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。</p> <p>2 5 （略）</p> <p>（市町村の組合に対する法及びこの政令の適用）</p> <p>第三百三十九条 市町村の組合（全部事務組合を除く。）に対する法及びこの政令の規定の適用については、当該組合を組織する市町村又は市町村の選挙管理委員会は、法第九条第二項、法第十一条第三項（他の市町村において在外選挙人名簿の登録がされている者に関する部分を除く。）、法第十九条第二項及び第四項、法第二十一条第四項、第二十二條、第二十三條第一項並びに第二十六條から第二十九條までの規定並びに第一条、第十条から第十七条まで、第十八条（第三項中在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第十九条から第二十三條までに規定する市町村又は市町村の選挙管理委員会とみなす。この場合において、当該町村に</p>

(地方公共団体の組合に対するこの政令の適用)

第百四十条 (略)

(削除)

選挙管理委員会がないときは、当該組合の選挙管理委員会が選挙人名簿の調製及びこれに関する事務を行うものとする。

(地方公共団体の組合に対するこの政令の適用)

第百四十条 (略)

2 衆議院議員、参議院議員並びに都道府県の議会の議員及び長の選挙に關してこの政令の規定を適用する場合には、全部事務組合又は役場事務組合は、一町村とみなし、その組合役場は、町村役場とみなす。

改 正 後	現 行
<p>（公職選挙法施行令の準用）</p> <p>第六条 公職選挙法施行令第八条第一項から第四項まで（任期中における選挙区等の変更）、<u>第十六条（表示の消除）</u>、<u>第十九条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）</u>、<u>第二十一条（選挙人名簿の再調製）</u>、<u>第四章（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第二項及び第三項、第三十八条、第四十四条の二、第四十六条第二項、第四十七条、第四十八条第二項から第四項まで並びに第四十九条の規定を除く。）</u>（投票）、<u>第四章の三（期日前投票）</u>、<u>第五章（第五十条第五項から第七項まで、第五十一条、第五十四条、第五十五条第五項から第七項まで、第五十六条第二項、第五十九条、第五十九条の四第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで及び第六十一条第四項の規定を除く。）</u>（不在者投票）、<u>第六章（第六十六条、第六十七条第三項から第六項まで、第七十条、第七十条の二第二項、第七十条の三、第七十七条第二項、第七十八条第二項から第四項まで及び第七十九条の規定を除く。）</u>（開票）、<u>第七章（第八十二条第二項、第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）</u>（選挙会）、<u>第八十九条（立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）</u>、<u>第九十一条（候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出義務）</u>、<u>第九十二条第九項の規定により読み替えて準用する同条第一項から第三項まで（公職の候補者等に関する通知）</u>、<u>第十</u></p>	<p>（公職選挙法施行令の準用）</p> <p>第六条 公職選挙法施行令第八条第一項から第四項まで（任期中における選挙区等の変更）、<u>第十六条（表示の消除）</u>、<u>第十九条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）</u>、<u>第二十一条（選挙人名簿の再調製）</u>、<u>第四章（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第二項及び第三項、第三十八条、第四十四条の二、第四十六条第二項、第四十七条、第四十八条第二項から第四項まで並びに第四十九条の規定を除く。）</u>（投票）、<u>第四章の三（期日前投票）</u>、<u>第五章（第五十条第五項から第七項まで、第五十一条、第五十四条、第五十五条第五項から第七項まで、第五十六条第二項、第五十九条、第五十九条の四第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで並びに第六十一条第四項の規定を除く。）</u>（不在者投票）、<u>第六章（第六十六条、第六十七条第三項から第六項まで、第七十条、第七十条の二第二項、第七十条の三、第七十七条第二項、第七十八条第二項から第四項まで及び第七十九条の規定を除く。）</u>（開票）、<u>第七章（第八十二条第二項、第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）</u>（選挙会）、<u>第八十九条（立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）</u>、<u>第九十一条（候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出義務）</u>、<u>第九十二条第九項の規定により読み替えて準用する同条第一項から第三項まで（公職の候補者等に関する通知）</u>、<u>第十</u></p>

一章（第九十九条から第一百一十一条の六まで、第一百四十二条第二項、第二百二十三条及び第二百五十二条の二から第二百二十六条までの規定を除く。）（選挙運動）、第十三章（市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例）、第三十二条（再選挙の期日の告示）、第三十二条の十（選挙の一部無効に関する通知）、第四十二条の二（不在者投票の時間にする事ができる行為）、第四十二条の三（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）及び第四十五条（選挙人名簿等の様式）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と、同令第八条第一項中「市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第三項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては」とあるのは「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十条の二第二項の規定によりその区域を分けて二以上の選挙区を設けている農業委員会においてその農業委員会の区域に変更があつたときは、選挙による委員の任期中においても、」と、同令第十六条中「法第二十七条第一項」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十条第七項」と、同令第十九条第一項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。）。次項及び第三項並びに第三十一条第二項において同じ

十一章（第九十九条から第一百一十一条の六まで、第一百四十二条第二項、第二百二十三条及び第二百五十二条の二から第二百二十六条までの規定を除く。）（選挙運動）、第十三章（市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例）、第三十二条（再選挙の期日の告示）、第三十二条の十（選挙の一部無効に関する通知）、第四十二条の二（不在者投票の時間にする事ができる行為）、第四十二条の三（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）並びに第四十五条（選挙人名簿等の様式）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と、同令第八条第一項中「市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第九十一条第五項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、指定都市にあつては前条において準用する第五条の規定にかかわらず各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更し、指定都市以外の市及び町村にあつては」とあるのは「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十条の二第二項の規定によりその区域を分けて二以上の選挙区を設けている農業委員会においてその農業委員会の区域に変更があつたときは、選挙による委員の任期中においても、」と、同令第十六条中「法第二十七条第一項」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十条第七項」と、同令第十九条第一項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記載されている事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。）。次項及び第三項並びに第三十一条第二項において

。）」とあるのは「選挙人名簿」と、「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第二項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「告示するとともに、その旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同条第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）」とあるのは「選挙人名簿」と、同条第二十一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と、同条第二十六項中「告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同条第二十六項の五中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二十八項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書類。次項、第四十七条第二項及び第七十五条において同じ。」とあるのは「抄本」と、同条第三十五条第一項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十

同じ。）とあるのは「選挙人名簿」と、「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第二項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「告示するとともに、その旨及び送付又は引継ぎに係る選挙人名簿に登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）の数を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同条第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）」とあるのは「選挙人名簿」と、同条第二十一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と、同条第二十六項中「告示するとともに、都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、同条第二十六項の五中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同条第二十八項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書類。次項、第四十七条第二項及び第七十五条において同じ。」とあるのは「抄本」と、同条第三十五条第一項中「抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第

三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。）」とあるのは「抄本」と、同令第五十六条第三項（同令第五十七条第三項及び第五十八条第三項において準用する場合を含む。）中「選挙権を有する者」とあるのは「選挙権を有する者又は選挙管理委員会の委員若しくは書記一人」と、同令第五十九条の三第五項中「他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同令第六項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十九条の三の三第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第八十九条第一項中「地方自治法第九十二条の二」とあるのは「地方自治法第八十条の五第六項」と、同令第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号ロ」と、同令第五項中「法第四十六条の二第一項の投票用紙、法第八十六条の四第十一項の告示、法第四百四十九条第四項の新聞広告、法第五百十条第三項の政見放送、法第五百十一条第一項若しくは第三項の経歴放送、法第六百六十七条第一項（法第七十二条の規定により条例で定める場合を含む。）の選挙公報並びに法第七十五条第一項及び第二項の掲示」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第八十六条の四第十一項の告示」と、同令第一百十九条第一項中「個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備（暖房の設備を除く。）をしなければならない」とあるのは「その使用を許可しなければならない」と、同令第三百三十一条第一項中「関係区域が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「関係区域が二以上の

五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。）」とあるのは「抄本」と、同令第五十六条第三項（同令第五十七条第三項及び第五十八条第三項において準用する場合を含む。）中「選挙権を有する者」とあるのは「選挙権を有する者又は選挙管理委員会の委員若しくは書記一人」と、同令第五十九条の三第五項中「他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該郵便等投票証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同令第六項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第五十九条の三の三第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第八十九条第一項中「地方自治法第九十二条の二」とあるのは「地方自治法第八十条の五第六項」と、同令第二項中「当該各号」とあるのは「当該各号ロ」と、同令第五項中「法第四十六条の二第一項の投票用紙、法第八十六条の四第十一項の告示、法第四百四十九条第四項の新聞広告、法第五百十条第三項の政見放送、法第五百十一条第一項若しくは第三項の経歴放送、法第六百六十七条第一項（法第七十二条の規定により条例で定める場合を含む。）の選挙公報並びに法第七十五条第一項及び第二項の掲示」とあるのは「農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第八十六条の四第十一項の告示」と、同令第一百十九条第一項中「個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備（暖房の設備を除く。）をしなければならない」とあるのは「その使用を許可しなければならない」と、同令第三百三十一条第一項中「関係区域が二以上の都道府県又は市町村にわたるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「関係区域が二以

都道府県にわたるときは農林水産大臣が総務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県の選挙管理委員会」と、同条第三項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第四百四十五条中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

(特別区等の特例)

第十三条 この政令中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては、特別区に適用する。

2 (略)

上の都道府県にわたるときは農林水産大臣が総務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県の選挙管理委員会」と、同条第三項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第四百四十五条中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

(特別区等の特例)

第十三条 この政令中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。

2 (略)

○ 納税貯蓄組合法施行令（昭和二十六年政令第九十九号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（規約の届出）</p> <p>第一条 納税貯蓄組合法（以下「法」という。）第二条第一項の規定による納税貯蓄組合の規約の届出は、組合の代表者その他これに準ずる者が、当該規約の謄本を当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長、都道府県知事及び市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出してするものとする。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（規約の届出）</p> <p>第一条 納税貯蓄組合法（以下「法」という。）第二条第一項の規定による納税貯蓄組合の規約の届出は、組合の代表者その他これに準ずる者が、当該規約の謄本を当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長、都道府県知事及び市町村長（特別区及び全部事務組合の長を含む。以下同じ。）に提出してするものとする。</p> <p>2 4 （略）</p>

<p>改正後</p>	<p>現行</p>
<p>（削除）</p>	<p>（企業団の議会の議員の定数の特例） 第二十六条の七 法第三十九条の二第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業で常時雇用される職員の数が三百人以上であり、かつ、給水戸数が十万户（水道用水供給事業にあつては、給水能力が一日五十万立方メートル）以上であるものを経営する企業団にあつては、その議会の議員の定数は三十人をもつて定限とすることとする。</p>

改正後	現行
<p>（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）</p> <p>第六条 法第三条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（特別区等の特例）</p> <p>第四十一条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に適用する。</p>	<p>（農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外）</p> <p>第六条 法第三条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方公共団体（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（特別区等の特例）</p> <p>第四十一条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長に、全部事務組合</p>

<p>2 (略)</p>	<p>(事務の区分)</p> <p>第四十二条 この政令の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一〇四 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第四十二条 この政令の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一〇四 (略)</p>

改正後	現行
<p>（文部科学大臣又は都道府県委員会の意見の聴取）</p> <p>第十一条 総務大臣又は都道府県知事は、法第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「教育組合」という。）について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定又は同項、第二百九十一条の三第一項若しくは第二百九十一条の十第一項の規定により許可の処分をする場合においては、あらかじめ、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理し又は処理することとなる法第二十三条に規定する事務の全てを管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。</p> <p>（解散の届出）</p> <p>第十三条 教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合（次条第二項及び第十四条の二において「一部事務組合」という。）であるものを解散しようとするときは、同法第二百八十八条の規定により総務大臣又は都道府県知事に届出をするほか、総務大臣に届出をする</p>	<p>（文部科学大臣又は都道府県委員会の意見の聴取）</p> <p>第十一条 総務大臣又は都道府県知事は、法第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「教育組合」という。）について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定又は同項（同法第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）、第二百九十一条の三第一項若しくは第二百九十一条の十第一項の規定により許可の処分をする場合においては、あらかじめ、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理し又は処理することとなる法第二十三条に規定する事務のすべてを管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。</p> <p>（解散の届出）</p> <p>第十三条 教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合（第十四条及び第十四条の二において「一部事務組合」という。）又は役場事務組合であるものを解散しようとするときは、同法第二百八十八条又は第二百九十一条の十五第二項の規定により総務大臣又は都道府</p>

場合にあつては文部科学大臣、都道府県知事に届出をする場合にあつては都道府県委員会に届出をしなければならない。ただし、法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理する法第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会に届出をすることを要しない。

（削除）

（教育組合の委員の任命資格に関する特例等）

第十四条 教育組合（選挙人の投票によりその管理者又は長を選挙するものを除く。以下この項において「長を公選としない教育組合」という。）の教育委員会の委員の任命資格に関する法第四条第一項並びに第九条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とあるのは、都道府県の加入する長を公選としない

県知事に届出をするほか、総務大臣に届出をする場合にあつては文部科学大臣、都道府県知事に届出をする場合にあつては都道府県委員会に届出をしなければならない。ただし、法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理する法第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会に届出をすることを要しない。

（広域計画の通知）

第十三条の二 都道府県知事は、教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合（次条及び第十四条の二において「広域連合」という。）であるものから同法第二百九十一条の七第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による広域計画の提出があつた場合においては、直ちにその内容を当該都道府県委員会に通知しなければならない。ただし、法第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合が処理する法第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行しないこととされているときは、この限りでない。

（教育組合の委員の任命資格に関する特例等）

第十四条 教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるもの（選挙人の投票によりその管理者又は長を選挙するものを除く。以下この項において「長を公選としない教育組合」という。）の教育委員会の委員の任命資格に関する法第四条第一項並びに第九条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とある

教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する市町村の長の」とする。

2 (略)

(教育組合の委員の解職請求に関する特例)

第十四条の二 教育組合の教育委員会の委員の解職の請求に関する法第八条第一項の規定の適用については、同項中「地方公共団体の長の選挙権を有する者」とあるのは、「地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の長の選挙権を有する者(当該組合が地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に住所を有する者に限る。)」とする。

2 教育組合のうち一部事務組合であるもの(選挙管理委員会を置くものに限る。)又は教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合においては、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二(第八項を除く。)」と、「準用する。」とあるのは「準用する。」この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する地方公共団体の組合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内(当該組合が広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。)」

「と、同項第三号中「普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都

のは、都道府県の加入する長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する市町村の長の」とする。

2 (略)

(教育組合の委員の解職請求に関する特例)

第十四条の二 教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求に関する法第八条第一項の規定の適用については、同項中「地方公共団体の長の選挙権を有する者」とあるのは、「地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の長の選挙権を有する者(当該組合が地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合である場合にあつては、当該広域連合の区域内に住所を有する者に限る。)」とする。

2 教育組合のうち一部事務組合であるもの(選挙管理委員会を置くものに限る。)又は教育組合のうち広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二(第八項を除く。)」と、「準用する。」とあるのは「準用する。」この場合において、第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、「地方公共団体の組合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

道府県である場合には当該道府県」とあるのは「地方公共団体の組合（当該組合）」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、第七十四条の二第七項及び第十項中「道府県の選挙管理委員会」とあるのは「地方公共団体の組合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

3 教育組合のうち一部事務組合であるもの（選挙管理委員会を置くものを除く。）の教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合においては、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二（第七項を除く。）」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する一部事務組合に係る」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、道府県である場合には当該道府県」とあるのは「一部事務組合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）」とあるのは「の区」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

4 第三条第一項の規定により、教育組合の教育委員会の委員の解職の請求について地方自治法施行令第九十二条第四項、第九十三条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合には、当該教育組合は、道府県とみなす。

5 第三条第一項の規定にかかわらず、教育組合の教育委員会の委員の解職の請求については、地方自治法施行令第九十八条の三第一項の規定は、準用しない。

3 教育組合のうち一部事務組合であるもの（選挙管理委員会を置くものを除く。）の教育委員会の委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項の規定を準用する場合には、同項中「第七十四条の二」とあるのは、「第七十四条の二（第七項を除く。）」と読み替えるものとする。

4 第三条第一項の規定により、教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求について地方自治法施行令第九十二条第四項、第九十三条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合には、当該教育組合は、道府県とみなす。

5 第三条第一項の規定にかかわらず、教育組合のうち一部事務組合又は広域連合であるものの教育委員会の委員の解職の請求については、地方自治法施行令第九十八条の三第一項の規定は、準用しない。

(事務の区分)

第二十五条 第十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第二十五条 第十一条及び第十三条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正後	現行
<p>（一部事務組合等の職員を組合員とする組合）</p> <p>第七条 法第三条第三項に規定する一部事務組合等（以下この条において「一部事務組合等」という。）の職員は、次の各号に定めるところにより、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員が二以上の組合の組合員である場合 当該一部事務組合等を組織する地方公共団体が当該一部事務組合等の経費として支弁する額等を勘案して、当該一部事務組合等の管理者（広域連合にあつては、<u>長</u>）が、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の長と協議して定めた組合</p>	<p>（一部事務組合等の職員を組合員とする組合）</p> <p>第七条 法第三条第三項に規定する一部事務組合等（以下この条において「一部事務組合等」という。）の職員は、次の各号に定めるところにより、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一部事務組合等を組織する地方公共団体の職員が二以上の組合の組合員である場合 当該一部事務組合等を組織する地方公共団体が当該一部事務組合等の経費として支弁する額等を勘案して、当該一部事務組合等の管理者（広域連合にあつては、<u>長、地方開発事業団にあつては理事長</u>）が、当該一部事務組合等を組織する地方公共団体の長と協議して定めた組合</p>

改正後	現行
<p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）</p> <p>第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>二十七～三十（略）</p>	<p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）</p> <p>第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）、市町村がその組織に加わっている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>二十七～三十（略）</p>

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第八条 法第四十二条第一項第二号イの政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 地方公共団体</p> <p>七 （略）</p>	<p>第八条 法第四十二条第一項第二号イの政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 地方公共団体（<u>地方自治法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。</u>）</p> <p>七 （略）</p>

改正後	現行
<p>（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）</p> <p>第三条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合と同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限る。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地方公共団体が対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため利用権の設定等を受けける場合</p> <p>三〽五 （略）</p> <p>（農用地利用規程の認定の取消しの事由）</p> <p>第七条 法第二十四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第六条第五項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第二十四条第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出が</p>	<p>（利用権の設定等に関する要件が緩和される場合）</p> <p>第三条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第二号から第四号までに掲げる場合と同条第二項第二号に規定する土地（以下「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため利用権の設定等を受けるときにあつては、その法人が利用権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなる）に限る。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地方公共団体（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</u>第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）が対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため利用権の設定等を受けける場合</p> <p>三〽五 （略）</p> <p>（農用地利用規程の認定の取消しの事由）</p> <p>第七条 法第二十四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第六条第六項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第二十四条第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出が</p>

あつたときは、その変更後のもの）が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程について法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。）。

あつたときは、その変更後のもの）が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく農用地利用規程について法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。）。

○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（一般会計とみなされる特別会計の範囲等） 第七十二条（略） 2・3（略） <u>（削除）</u></p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（一般会計とみなされる特別会計の範囲等） 第七十二条（略） 2・3（略） 4 <u>地方自治法第一条の三第三項の地方開発事業団が行う事業は、法第六</u> <u>十条第一項本文の特別会計を設けて行う事業とする。</u></p>

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一章 合併協議会設置の請求</p> <p>（代表者証明書の交付等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を添えて、当該市町村の長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p> <p>4 市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の交付を受けた請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>5 当該市町村の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</p>	<p>第一章 合併協議会設置の請求</p> <p>（代表者証明書の交付）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(署名の収集の方法等)

第二条 請求代表者は、署名簿（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）における請求にあつては、区ごとに作成したもの）に合併協議会設置請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、法第四条第一項に規定する選挙権を有する者（次項及び第四条第一項において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印を求めなければならない。

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定による署名及び押印は、前条第二項の規定による告示があつた日から一月以内でなければ、これを求めることができない。ただし、法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から三十一日以内とする。

5 法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第五項に規定する期間とする。

(投票実施請求代表者証明書の交付等)
第十三条 (略)

2 (略)

(署名の収集の方法等)

第二条 請求代表者は、署名簿（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）における請求にあつては、区ごとに作成したもの）に合併協議会設置請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、法第四条第一項に規定する選挙権を有する者（次項及び第四条第一項において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印を求めなければならない。

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定による署名及び押印は、前条第二項の規定による告示があつた日から一月以内でなければ、これを求めることができない。ただし、法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から三十一日以内とする。

5 法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項に規定する政令で定める期間は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第五項に規定する期間とする。

(投票実施請求代表者証明書の交付)
第十三条 (略)

2 (略)

3 | 投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の投票実施請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の投票実施請求代表者は、当該投票実施請求代表者証明書を添えて、当該市町村の選挙管理委員会に届け出て、当該投票実施請求代表者証明書に投票実施請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

4 | 当該市町村の選挙管理委員会は、前項の届出を受けた場合その他投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(公職選挙法の規定のうち準用しないもの)

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）

(新設)

(新設)

(公職選挙法の規定のうち準用しないもの)

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）

（）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条まで、第八十一条、第十二章、第二百二十九条から第三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百八条第二項及び第三項、第四百八条の二から第五百十一条の二まで、第五百十一条の五、第五百十二条、第六十一条から第六十六条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十六条ただし書、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第七十六条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十九条の二第二項から第五項まで、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四十一条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百一十一条まで、第二百一十二条、第二百一十七、第二百一十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一十一条の十五に関する部分に限る。）

（）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条の七まで、第八十六条の八第二項、第八十七条、第八十七条の二、第八十九条第一項ただし書（同項第二号に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、第九十条から第九十六条まで、第八十一条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三百三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百八条第二項及び第三項、第四百八条の二から第五百十一条の二まで、第五百十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十六条ただし書、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第七十六条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十九条の二第二項から第五項まで、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四十一条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百一十一条まで、第二百一十二条、第二百一十七、第二百一十九条第二項、第二百二十二条第三項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百一十一条

、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九号の二から第二百四十九号の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八号及び第二百四十九号に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第二十号 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

（略）

（略）

第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一十五条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第二十号 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

（略）

（略）

(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(同一請求代表者証明書の交付等)

第二十七条 (略)

254 (略)

5 一の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

(準用)

第二十八条 第一条第四項及び第五項並びに第二条から第十一条までの規定は法第五条第一項の規定による請求について、第十二条の規定は法第五条第七項の規定により意見を述べる機会を与えるときに準用する。この場合において、これらの規定中「代表者証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「同一請求代表

第八十八 条	選挙の公職の候補者	合併協議会設置協議についての投票の投票実施請求代表者
第八十九 条第一項	選挙長及び選挙分会長 公職の候補者	選挙長 投票実施請求代表者
(略)	次の各号	第二号
(略)	(略)	(略)

(同一請求代表者証明書の交付)

第二十七条 (略)

254 (略)

(新設)

(準用)

第二十八条 第二条から第十一条までの規定は法第五条第一項の規定による請求について、第十二条の規定は法第五条第七項の規定により意見を述べる機会を与えるときに準用する。この場合において、これらの規定中「請求代表者」とあるのは「同一請求代表者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、「代表者

者」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設置同一請求書」と、第二条第四項中「前条第二項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第十一条中「合併請求市町村」とあり、及び「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替えるものとする。

証明書」とあるのは「同一請求代表者証明書」と、第二条第四項中「前条第二項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第十一条中「合併請求市町村」とあり、及び「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と読み替えるものとする。

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（特別区に対する市に関する規定の適用） <u>第四百十条</u>（略） <u>（削除）</u></p>	<p>（特別区に対する市に関する規定の適用等） <u>第四百十条</u>（略） 2 法及びこの政令の規定の適用については、全部事務組合又は役場事務組合は一町村とみなし、その組合役場は町村役場とみなす。</p>

改正後	現行
<p>（市町村体制整備課の所掌事務）</p> <p>第四十七条の二 市町村体制整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方公共団体の協議会、機関等の共同設置、事務の委託及び組合に関する事務に<u>関すること。</u></p> <p>六（略）</p> <p>附則</p> <p>（<u>自治行政局市町村体制整備課の所掌事務の特例</u>）</p> <p>第十二条の二 <u>自治行政局市町村体制整備課は、第四十七条の二各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた地方開発事業団に関する事務のうち地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられたものをつかさどる。</u></p> <p>（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）</p>	<p>（市町村体制整備課の所掌事務）</p> <p>第四十七条の二 市町村体制整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方公共団体の協議会、機関等の共同設置、事務の委託及び組合並びに地方開発事業団に関する事務に<u>関すること。</u></p> <p>六（略）</p> <p>附則</p> <p>（<u>新設</u>）</p> <p>（自治行政局地域政策課の所掌事務の特例）</p>

第十二条の三 自治行政局地域政策課は、第四十八条各号に掲げる事務のほか、附則第四条第一項に規定する政令で定める日までの間、同項に規定する事務をつかさどる。

第十二条の二 自治行政局地域政策課は、第四十八条各号に掲げる事務のほか、附則第四条第一項に規定する政令で定める日までの間、同項に規定する事務をつかさどる。